

令和5年10月

お客様各位

福島信用金庫

## タブレット端末を使用した「電子サイン」運用開始のお知らせ

当金庫では、渉外係が訪問先で現金・通帳・証書等をお預かりする際およびお届けする際の手続きを明確化するため、令和5年11月1日(水)よりタブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を開始します。

このため、従来、渉外係がお渡ししていた「受取書」に替えて、「電子サイン」による確認を行っていただくことで、お客さまに当金庫が発行していた「受取書」を保管していただく必要がなくなります。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 運用開始日 令和5年11月1日(水)

#### 2. お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて

- ①タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にするために、お取引内容とご署名を電子的に管理いたします。
- ②ご署名(電子サイン)の際は、タブレット画面上でお預かり内容に間違いがないかを必ずご確認ください。
- ③定期積金の掛込においては、証書への領収印の押印が授受となりますので、「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
- ④「電子サイン」に加え、「お取扱票」の発行をご希望される場合は渉外担当者へお申しつけください。

#### 3. お客さまへ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

「電子サイン」にてお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際に、お受け取りいただくものをご確認いただき、「電子サイン」にお客さまのご署名をいただきます。尚、現金をお届けする際は、これまで通り「お届け現金受領書」にご署名をいただきます。

上記のお取引に関して、ご不明な点がございましたら、最寄りの営業店または当金庫お客様相談室までご連絡ください。(お客様相談室:TEL024-515-5009)